

収容区分

- 少年の非行の進み具合に応じて収容区分があります。
- 1 一般短期・・・早期改善の可能性が大きい少年
収容期間は6か月以内(標準期間4.5か月)
- 2 特修短期・・・早期改善の可能性が大きく、開放処遇に適する少年
収容期間は4か月以内(標準期間2.5か月)
- 3 長期・・・短期処遇になじまない少年
収容期間は2年以内
ただし、必要な場合には特に定める期間
(比較的長期・相当長期)

宮川医療少年院は

■ 心身に著しい故障のない

- ① 知的障害のある少年
- ② 情緒的に未成熟で、非社会的な形で社会的不適応を起こしている少年

男子

初等・中等・特別

長期処遇

北陸・東海・近畿地区対象の少年院

当院の教育課程(特殊教育課程) の対象者について

- 1 知的障害者と知的障害に準じた
処遇が必要な者
- 2 情緒的未成熟などにより社会的
不適応が著しい者

1 知的障害のある者の特徴

- 漢字の読み書きや計算が苦手
- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- 人に質問したり、自分の意見を言うのが苦手
- 一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す